

資治通鑑 第 224 卷

【唐紀四十】 起旃蒙大荒落閏月，盡昭陽赤奮若，凡八年有奇。

■唐、**吐蕃**吐蕃、続国訳漢文大成 経子史部 第 13 卷 025p

代宗睿文孝武皇帝中之上永泰元年（乙巳，765年）

■**郭子儀らの戦後処理**閏十月，乙巳(31)，郭子儀は入朝す。子儀は靈武を以て初めて（僕個懷恩が死して初めて可能）復し，百姓は雕弊し，戎落は未だ安んぜざるを以て，朔方軍糧使の三原の**路嗣恭**を以て之に鎮せしめんと請う。河西節度使の**楊志烈**は既に死し（前卷廣徳二年にあり），遣使して河西を巡撫し及び涼、甘、肅、瓜、沙等の州の長史を置くを請う。上は皆な之に従う。

■丁未(43)，百官は職田（職分田、官職の高下に応じて賜る）を納れ軍糧に充てるを請う。之を許す。

■**路嗣恭を朔方節度使**戊申(44)，戸部侍郎の**路嗣恭**を以て朔方節度使と為す。嗣恭（嗣公×）は荆棘を抜き，軍府を立て，威令は大に行われる。

■己酉(45)，郭子儀は河中に還る（京師に朝すによる）。（13-026p）

■**吐蕃****嚴武は崔旰を重視**初め，劍南節度使の**嚴武**は奏す、
「將軍の**崔旰**を利州（古の苴侯の邑。秦漢の葭萌の地。梁の黎州。尋ぎて又利州と改める。山南西道の巡属なり。四川省嘉陵道廣元県、現・広元市利州区）刺史と為す」

時に蜀中は新たに亂れ，山賊は路を塞ぎ，旰は討ちて之を平らぐ。武が再び劍南に鎮するに及び，山南西道節度使の**張獻誠**に略して以て旰を求める，獻誠は旰が疾いに移して自ら解き，武に詣ら使む。武は旰を以て漢州（漢の雒縣・什方・綿竹の地。唐の垂拱中、漢州を立つ。天寶中、徳陽郡と為す。乾元に復た州と為す。四川省西川道廣漢県、続の東川道は誤り、現・徳陽市広漢市）刺史と為し，兵を將いて吐蕃を西山に撃た使め，連りに其の數城を抜き，地數百里を攘い，武は七寶輿を作りて旰を迎え成都に入らしめ以て之を寵す。

■**崔旰は郭英乂を破る**武は薨じ（前卷四月にあり），行軍司馬の**杜濟**は軍府の事に知たり。都知兵馬使の**郭英幹**は，英乂之弟也，都虞候の**郭嘉琳**と共に英乂が節度使と為るを請う。旰は時に西山都知兵馬使と為り，所部と共に大將の**王崇俊**を節度使と為すを請い，會々朝廷は已に英乂を除し，英乂は是に由り之を銜み，成都に至ること數日，即ち崇俊を誣うるに罪を以てし而して之を誅す。旰を召し成都に還らしめ，旰は辭するに吐蕃に備え，未だ歸る可からざるを以てす，英乂は愈々怒り，其の饋餉を絶ちて以て之を困しむ。旰は轉じて徙りて深山に入り，英乂は自ら兵を將いて之を攻め，聲言す、

「旰を助けて拒み守る。

會々大雪ふり，山谷は深さ數尺，士馬の凍死する者は甚だ衆く，旰は出兵して之を撃ち，英乂は大敗し，餘兵を収め，才に千人に及び而して還る。

■**蜀中大乱**英乂の政を為すや，嚴暴驕奢にして，士卒を恤せず，衆心は離怨す。玄宗之蜀を離れる也（肅宗至徳元載に玄宗は成都を離れる），居る所の行宮を以て道士觀と為し，仍ほ金を鑄て真容を為る。英乂は其の竹樹茂美なるを愛し，奏して軍營と為し，因りて真容を徙し去り，自ら之に居る。旰は宣言す、

「英乂は反す，然らざれば，何を以て真容を徙し自ら其の處に居らん！」

是に於いて所部五千餘人を帥いて成都を襲う。辛亥(47)，城西に戦い，英乂は大敗す。旰は遂に成都に入り，英乂の家を屠す。英乂は單騎にして簡州（漢の牛鞞県。隋の仁壽三年に益州の陽安・平泉・資州の資陽を分けて簡州を置く。四川省西川道簡陽県治、続の東川道は誤り、現・成都市簡陽市）に奔る。普州刺史の**韓澄**は英乂を殺し，首を旰に送

る。邛州(漢の臨邛県、四川省建昌道邛崃県、現・成都市邛崃市臨邛街道)の牙將の**柏茂琳**、瀘州(漢の江陽県、四川省永寧道瀘県治、現・瀘州市瀘県)の牙將の**楊子琳**、劍州(漢の廣漢の梓潼県、唐の先天二年に劍州、四川省嘉陵道劍明県治?、現・綿陽市梓潼県?)の牙將の**李昌夔**は各々兵を擧げて**盱**を討ち、蜀中は大亂す。**盱**は、衛州人也。

華原令の**顧繇**は上言す、

「**元載**の子の**伯和**等は權を招きて賄を受ける」

と、十二月、戊戌(34)、**繇**は坐して錦州(唐の垂拱二年に辰州麻陽県を分けて山洞を開きて置く。湖南省辰沅道麻陽県西、現・懷化市麻陽ミャオ族自治県)に流される。

■**[國子監の頽壞]**安、史之亂より、國子監の室堂は頽壞し、軍士は多く借りて之に居る。祭酒の**蕭昕**は上言す、

「學校は遂に廢す可からず。」

代宗睿文孝武皇帝中之上大曆元年（丙午， 7 6 6 年）

■春，正月，乙酉(21)，敕して復た國子學生を補う。

■**[劉晏は財政担当]**丙戌(22)，戸部尚書の**劉晏**を以て都畿、河南、淮南、江南、湖南、荊南、山南東道轉運、常平、鑄錢、鹽鐵等使と為し、侍郎の**第五琦**を京畿、關内、河東、劍南、山南西道轉運等使と為し、分けて天下財賦を理せしむ。(13-027p)

■**[周智光は華州に驕横]****周智光**は華州に至り(前卷前年に帰る)、益々驕横なり、之を召せども、至らず、上は**杜冕**に命じて**張獻誠**に山南に従い以て之を避けしむ。**智光**は兵を遣わして商山に於いて之を邀え、獲らず。**智光**は自ら罪の重きを知り、乃ち亡命、無賴の子弟を聚め、衆は數萬に至り、其の剽掠を縦にして以て其の心を悦ばし、擅に關中の漕する所の米二萬斛を留め、藩鎮の貢獻は、往往にして其の使者を殺し而して之を奪う。

■**[魚朝恩は文武を兼ねると自負]**二月，丁亥(23)朔，國子監に釋奠(孔子とその弟子を祀る儒教の最も重要な伝統儀式)す。宰相に命じて常參官(常朝の日に常に朝參に赴く者。唐の制では文官五品以上及び兩省の供奉官、監察御史、員外郎、太常博士は日々に參じる)を帥い、**魚朝恩**をして六軍の諸將を帥い往きて講を聽かしめ、子弟は皆な朱紫を服して諸生と為る。**朝恩**は既に貴顯にして、乃ち經を講じて文を為るを學び、僅に能く筆を執り章句を辨じ、遽に自ら謂えらく、才は文武を兼ねると、人は敢えて之と抗する莫し。辛卯(27)，有司に命じて國子監を修めしむ。

■**[元載は專權体制を敷く]****元載**は專權し、事を奏する者其の私を攻訐(攻めあばく)せんことを恐れ、乃ち請う、

「百官は凡そ事を論じるに、皆な先ず長官に白し、長官は宰相に白し、然る後に奏聞すべし。」

仍ほ上旨を以て百官に諭して曰く、

「比日諸司は事を奏すること煩多にして、言う所は多く讒毀し、故に長官、宰相に委ね先ず其の可否を定めしむ。」

■**[顏真卿は元載を非難し左遷]**刑部尚書の**顏真卿**は上疏す、以為く、

「郎官(尚書省の曹二十四司の郎官)、御史は(御史台の三院御史)、陛下之耳目なり。今事を論じる者をして先ず宰相に白さ使めるは、是れ自ら其の耳目を掩う也。陛下は群臣之讒を為すを患えば、何ぞ其の言之虚實を察せざる！若し言う所果たして虚ならば宜しく之を誅すべし、果たして實ならば宜しく之を賞すべし。此を

為すを務めず、而して天下をして、**陛下**は聴覽之煩わしきを厭い、此に托して辭と為し以て諫爭之路を塞ぐ、と謂わ使め、臣は竊に**陛下**の為に之を惜しむ。**太宗**は《門司式》(唐式三十三篇、尚書省諸曹及び秘書・太常・司農・光祿・太府・太僕。少府及び監門・宿衛・計帳を以て其の篇目と為す)を著して云う『其の門籍(唐の制に、門籍は流内は官爵姓名を記し、流外は年齒狀貌を記し、月に一たび其の籍を易え、遷解に非ざれば除かず。門籍無き者は急奏有るときは門司をして仗家と興に引奏せしむ。仗家は宿衛五仗の執事者なり)無き人、急奏有る者は、皆な門司をして仗家と引奏せ令む、關礙するを得る無し。』壅蔽を防ぐ所以也。天寶以後、**李林甫**は相と為り、深く言者を疾み、道路は目を以てす。上意は下に逮ばず、下情は上に達せず、蒙蔽は喑鳴(語は明らんならざるをいう)し、卒に蜀に幸する之禍いを成す。陵夷(次第に衰頹すること)して今日に至る、其の従りて來たる所の者は漸なり矣。夫れ**人主**は大いに不諱之路を開くも、群臣は猶ほ敢えて言を盡くす莫し、況んや宰相大臣をして裁し而して之を抑え令むをや、則ち**陛下**の聞見する所の者は三數人に過ぎざる耳。天下之士は此より口を鉗ぎ舌を結ばん、**陛下**は復た言う者無きを見、天下に事の論じる可きもの無しと以為わん、是れ**林甫**は復た今日に起きる也！昔**林甫**は權を擅にし、群臣は宰相に咨らずして輒ち事を奏する者有れば、則ち托するに它事を以てし陰に(13-028p)之を中傷すると雖も、猶ほ敢えて明らかに百司をして事を奏するに皆な先ず宰相に白さ令めざる也。**陛下**は倘し早く寤らざれば、漸く孤立を成さん、後に之を悔ゆると雖も、亦た及ぶ無し矣！」**載**は聞き而して之を恨み、

「**真卿**は誹謗す」

と奏す。乙未(31)、峽州(夷陵郡、湖北省荊南道宜昌県西北、現・宜昌市夷陵區)別駕に貶す。

■己亥(35)、大理少卿の**楊濟**に命じて吐蕃に修好せしむ。

■**[杜鴻漸を蜀平定に派遣]**壬子(48)、**杜鴻漸**を以て山南西道・劍南東・西川副元帥、劍南西川節度使と為し、以て蜀の亂(崔旰の乱)を平らげしむ。

■**[馬璘は段秀實を重用]**四鎮、北庭行營節度使の**馬璘**を以て邠寧節度使を兼ねしむ。**璘**は**段秀實**を以て三使(四鎮は一なり、北庭は二なり、邠寧は三なり)都虞候と為す。卒に能く弓の重さ二百四十斤を引く者有り、盜を犯し死に当たり、**璘**は之を生かさんと欲し、**秀實**は曰く、

「將は愛憎有り而るに法は一ならず、**韓**(韓信)、**彭**(彭越)と雖も理を為す能わず。」

璘は其の議を善しとし、竟に之を殺す。**璘**の事を處するに或は理に中たらざれば、**秀實**は之を力爭す。**璘**は時に怒り甚だしき有り、左右は戰慄し、**秀實**は曰く、

「**秀實**の罪は若し殺す可くんば、何ぞ怒りを以て為さん！罪無くして人を殺せば、恐らくは非道に涉らん。」

璘は衣を拂いて起ち、**秀實**は徐に歩き而して出ず。良く久しく、**璘**は酒を置きて**秀實**を召して之を謝す。是より軍州の事は皆な**秀實**に咨り而して後に行う。**璘**は是より邠寧に在り、聲稱は殊だ美なり。

■**[蜀の崔旰は張獻誠を破る]**癸丑(49)、山南西道節度使の**張獻誠**を以て劍南東川節度使を兼ねしめ、邛州刺史の**柏茂琳**を邛南防禦使と為す。**崔旰**を以て茂州刺史と為し、西山防禦使に充てる。三月、癸未(19)、**獻誠**は旰と梓州に戦い、**獻誠**の軍は敗れ、僅に身を以て免れ、旌節は皆な旰の奪う所と為る。

■夏、五月、河西節度使の**楊休明**は徙りて沙州に鎮す。(涼州淪没するが故なり)

■**[國子監は成る]**秋、八月、國子監は成る。丁亥(23)、釋奠す。**魚朝恩**は《易》を執りて高座に升り、「鼎は餗を覆す」(易に曰く、鼎は足を折り、公の餗を覆えすと。三公は鼎足のごとく君を承く。苟も其の人に非ざるときは、足を折り美實を覆す。餗は鼎のもりもの、鼎の實なり)

を講じ以て宰相を譏る。王綰は怒り、元載は怡然たり。朝恩は人に謂って曰く、
「怒る者は常情、笑う者は測る可からざる也。」

■[杜鴻漸は節度を崔旰に譲る]杜鴻漸は蜀の境に至り、張獻誠が敗れると聞き而して懼れ、人をして先ず意を崔旰に達せしめ、許すに萬全を以てす。旰は辭を卑くし賂を重くし以て之を迎え、鴻漸は喜ぶ。進みて成都に至り、旰を見、但だ接するに溫恭を以てし、一言の其の紀を干すを責める無し、日々將佐と高會し(続は欠如)、州府の事は悉く以て旰に委ねる。又た數々之を朝に薦め、因りて節度(続は節制)を以て旰に譲り、柏茂琳、楊子琳、李昌夔を以て各々本州刺史と為すを請う。上は已むを得ず之に従う。壬寅(38)、旰を以て成都尹、西川節度行軍司馬と為す。(13-029p)

■[宦官出身の魚朝恩への批判]甲辰(40)、魚朝恩を以て内侍監を行い、國子監の事に判たらしむ。中書舍人の京兆の常袞は上言す、

「成均(古の大学。垂拱元年に國子監を改めて成均と曰う。尋いでせ復た其の旧に復す。常袞は國子監を謂って成均と為すは、亦た猶ほ大学を言つて辟雍と為すがときなり)之任は、當に名儒を用いるべし、宜しく宦者を以て之を領せしむべからず。」丁未(43)、宰相以下に命じて朝恩の上を送らしむ。京兆尹の黎幹は南山より澗水を引き漕渠を穿ち長安に入る、功は竟に成らず。

■[帝の誕生日祝い]冬、十月、乙未(31)、上の生日(開元十四年十月十三日、其の日を以て天興聖節と為す)に、諸道節度使は金帛、器服、珍玩、駿馬を獻じて壽と為し、共に值緡錢二十四萬。常袞は上言して、以為く、
「節度使は能く男は耕し女は織るに非ず、必ず之を人に取る。怨みを斂め媚を求めるは、長ずる可からざる也。請う之を卻けん。」

上は聽かず。

■[第五琦の什一税法停止]京兆尹の第五琦の什一税法(前卷前年にあり)は、民は其の重きに苦しみ、流亡多し。十一月、甲子(0)、日は南至し、赦して、改元す、悉く什一の税法を停む。

■[周智光は朝廷を脅迫]十二月、癸卯(39)、周智光は陝州監軍の張志斌を殺す。智光は素より陝州刺史の皇甫溫と協せず、志斌は入りて(陝州より入るに道は華州を過ぎる)事を奏し、智光は之に館し、志斌は其の部下の肅ならざるを責め、智光は怒りて曰く、

「僕固懷恩は反せず、正に汝が輩が之を激するに由る。我も亦た反せず、今日汝が為に反す矣！」叱し下して之を斬り、其の肉を饗食(其の肉を切りて食う)す。朝士は選人を擧げるに、智光之暴を畏れ、多く同州より竊に過ぐ、智光は將を遣わして兵を將いて之を路に邀え、死者は甚だ衆し。戊申(44)、詔して智光に檢校左僕射を加え、中使の余元仙を遣わして告身を持して之を授けしむ。智光は慢罵して曰く、
「智光は天下國家に於いて大功有り、平章事を與えず而して僕射を與える！且つ同、華は地狹く、材を展べるに足らず、若し益すに陝、虢、商、鄜、坊の五州を以てすれば、庶くは猶ほ可なる耳。」

因りて大臣の過失を歷數し、且ち曰く、

「此れ長安を去ること百八十里、智光は夜眠り敢えて足を舒べず、恐らくは長安城を踏破せん、天子を挾みて諸侯に令するに至りては、惟だ周智光のみ之を能くせん。」

元仙は股慄す。郭子儀は屢々智光を討たんと請い、上は許さず。

■[郭子儀は自ら耕す]郭子儀は河中の軍食が常に乏しきを以て、乃ち自ら百畝を耕し、將校は是を以て差と為し、是に於いて士卒は皆な勧めず而して耕す。是の歲、河中は野に曠土無く、軍に餘糧有り。

■[陳少游の赴任先変更]隴右行軍司馬の陳少游を以て桂管(桂・昭・賀・富・藤・梧・潘・白・廉・管・繡・欽・横・邕・融・柳・貴の十七州を領す)觀察使と為す。少游は、博州の人也、吏と為り強敏に而も賄を好み、善く權貴に結

び、是を以て進むを得たり。既に桂州を得、其の道の遠く瘴癘多きを惡む。宦官の**董秀**は樞密を掌り、**少游**は歳ごとに五萬緡を獻ぜんと請い、又た賄を**元載**の子の**仲武**に納れる。内外は引薦(董秀は内に引薦し、元載は外に引薦)すること、數日、宣歙觀察使に改める。(13-030p)

代宗睿文孝武皇帝中之上大曆二年（丁未，767年）

■**[周智光の殺害と華州大掠]**春，正月，丁巳(53)，密に**郭子儀**に詔して**周智光**を討たしむ。**子儀**は大將の**渾瑊**、**李懷光**に命じて渭上に軍せしむ。**智光**の麾下は之を聞き、皆な離心有り。己未(55)，**智光**の大將の**李漢惠**は同州より所部を帥いて**子儀**に降る。壬戌(58)，**智光**を澧州(漢の零陽県。隋は松州を置き、尋ねぎて澧州とす。湖南省武陵道澧県治、現・常德市澧県)刺史に貶す。甲子(0)，華州の牙將の**姚懷**、**李延俊**は**智光**を殺し、其の首を以て來獻す。淮西節度使の**李忠臣**は入朝し、華州を収めるを以て名と為し、所部の兵を帥いて大掠し、潼關より赤水(水涇注に渭水は東して鄭県の北を過ぎ、又東して赤水と合すと。華州鄭県に赤水鎮あり)に至る二百里の間、財畜は殆んど盡き、官吏は紙を衣或いは數日食わざる者有り。己巳(5)，潼關の鎮兵二千人を置く。

■壬申(8)，劍南を分けて(東西を合わすこと前卷廣徳二年にあり)東川觀察使を置き、遂州に鎮す。

■**[上は子儀を禮重]**二月，丙戌(22)，**郭子儀**は入朝す。上は**元載**、**王縉**、**魚朝恩**等に命じて互いに其の第に置酒せしむ、一會之費えは十萬緡に至る。上は**子儀**を禮重し。常に之を大臣と謂い而して名いわず。

■**[郭曖と昇平公主の爭言]****郭曖**は嘗て**昇平公主**(永泰元年に郭曖に下嫁す、前卷にあり)と爭言し、**曖**は曰く、「汝は乃の父が天子と為るに倚る邪？我が父は天子を薄んじて為らずや！」

公主は悲り、車を奔らせて之を奏す。上は曰く、

「此れ汝の知る所に非ず。彼は誠に是くの如し、彼をして天子と為るを欲せ使めば、天下は豈に汝が家の有する所ならん邪？」

慰諭して歸ら令む。**子儀**は之を聞き、**曖**を囚え、入りて罪を待つ。上は曰く、

「鄙諺(俚俗傳える所の言)に之れ有り、『癡ず聾ならざれば、家翁と作らず。』兒女子の閨房之言は、何ぞ聽くに足る也！」

子儀は歸り、**曖**を杖つこと數十。

■**[吐蕃]**夏，四月，庚子(36)，宰相、**魚朝恩**に命じて吐蕃と興唐寺に盟わしむ。

■**[杜鴻漸は崔旰を擁護、蜀情勢]****杜鴻漸**は入朝して事を奏さんと請い、**崔旰**を以て西川留後に知たらしむ。六月，甲戌(10)，**鴻漸**は成都より來たり、廣く貢獻を為し、因りて盛んに利害を陳べ、**旰**の才の寄任に堪えるを薦む。上は亦た姑息を務め、乃ち**鴻漸**を留めて復た政事に知たらしむ。秋，七月，丙寅(2)，**旰**を以て西川節度使と為し、**杜濟**を東川節度使と為す。**旰**は復た(続は厚)斂して以て權貴に賂し、**元載**は**旰**の弟の**寬**を擢んで御史中丞に至り、**寬**の兄の**審**は給事中に至る。

■**[魚朝恩は壯麗な章敬寺建設]**丁卯(3)，**魚朝恩**は奏して、

「先ず賜わる所の莊を以て章敬寺(通化門外に在り)と為し、以て**章敬太后**(上の母呉后)の冥福に資せん」

と、是に於いて壯を窮め麗を極め、都市之材(続は財、都市に積まれた材木を財とす)を盡せども用いるに足らず、奏して曲江(長安の朱雀街東第五街、皇城の東第三街、昇道坊龍華寺の南に、流水の屈曲する有り、之を曲江と謂う)及び華清宮(215卷天寶六載にあり)の館を毀して以て之に給す、費は萬億を逾える。衛州進士の**高郢**は上書す、略して曰く、

「先の**太后**の聖徳は、必ずしも一寺を以て輝りを増さず。國家の永圖は、寧ろ百姓を以て本と為す無(元×)からんや。人を捨て寺を就すは、何の福^{さいわい}をか之れ為さん！」

又た曰く、

「寺無きは猶ほ可なり、人無きは其れ可ならん乎！」

又た曰く、(13-031p)

「陛下は當に宮室を卑しくし、夏禹を以て法と為す。而るに塔廟を崇び、梁武之風を踵がん乎？」

又ち上書して、略して曰く、

「古之明王は善を積み以て福を致す、財を費さず以て福^{さいわい}を求める。徳を修めて以て禍いを消し、人を勞して以て禍いを禳わず。今興造急促にして、晝夜息まず、力逮ばざる者は隨うに榜笞を以てす、愁痛之聲は道路に盈つ、此を以て福を望むは、臣は然らざらんことを恐れる。」

又た曰く、

「陛下は正道を内心に回らし、微助を外物に求め、左右之過計に徇い、皇王之大猷を傷う、臣は竊に為陛下の為に之を惜む！」

皆な寝ねて報ぜず。

■[皇帝の仏教散財]始め、上は祠祀を好み、未だ甚だ佛を重んぜず。元載、王縉、杜鴻漸は相と為り、三人は皆な佛を好む。縉は尤も甚だしく、葷血(葷は臭菜なり。血は六畜を殺して之を取る)を食らわず、鴻漸と寺を造ること窮まり無し。上は嘗て問いて以わく、

「佛は報應を言う、果たして有りとなすか無きや？」

載等は奏して以わく、

「國家の運祚の靈長なるは、宿に福業を植えるに非ざれば、何を以てか之を致さん！福業は已に定まれば、時に小災有りとも雖も、終に害を為す能わず、安、史が悖逆方に熾んにし而して皆な子の禍い(安祿山・史思明ともに子に殺されること)有る所以なり。僕固懷恩は兵を稱して内に侮りて、門を出でて病死す(前卷前年にあり)。回紇、吐蕃は大舉して深く入り、戦わず而して退く。此れ皆な人力の及ぶ所に非ず、豈に報應無しと言うを得ん也！」

上は是に由りて深く之を信じ、常に禁中に於いて僧百餘人を飯す。寇至る有れば則ち僧をして《仁王經》を講じ以て之を禳わ令め、寇は去れば則ち厚く賞賜を加えん。胡僧の不空は、官は卿監に至り、爵は國公と為り、禁闔に出入りし、勢いは權貴を移す、京畿の良田美利は多く僧寺に歸す。天下に敕し僧尼を種曳するを得る無からしむ。金閣寺を五台山(忻州五台县、山西省雁門道、現・忻州市五台县)に造り、銅を鑄金を塗りて瓦と為し、費やす所は巨億、縉は中書の符牒を給し、五台の僧數十人をして散じて四方に之き、利を求めて以て之を營ま令む。載等は上に侍する毎に従容として、多く佛事を談じ、是に由りて中外の臣民は流れを承けて相い化し、皆な人事を廢し而して佛を奉じ、政刑日々に紊^{みだ}れる矣。

■[李抱玉は入朝]八月、庚辰(16)、鳳翔等道節度使、左僕射、平章事の李抱玉は入朝し、固く僕射を譲り、言情確至なり、上は之を許す。癸丑(49)、又た鳳翔節度使を譲り、許さず。

■丁酉(33)、杜鴻漸は千僧に飯す、蜀に使いして恙が無きを以ての故也。

■吐蕃[吐蕃は靈州を圍む]九月、吐蕃の衆數萬は靈州を圍み、游騎は潘原(古の陰盤県、天寶元年に改名、涇州に属す。甘肅省涇原道平涼県東四十里、現・平涼市)、宜祿に至る。郭子儀は河中より甲士三萬を帥いて涇陽に鎮し、京師は戒嚴す。甲子(0)、子儀は移りて奉天に鎮す。

■山獠は桂州を陷し、刺史の李良を逐う。

■吐蕃[吐蕃を撃退]冬、十月、戊寅(14)、朔方節度使の路嗣恭は吐蕃を靈州城下に破り、斬首は二千餘

級。吐蕃は引いて去る。

■**[郭子儀の入朝]**十二月，庚辰(16)，盜は郭子儀の父の塚を發く，之を捕えるも，獲ず。人は以為らく魚朝恩は素より(13-032p)子儀を惡み，其の之を使むるを疑う。子儀は奉天より入朝し，朝廷は其の變と為るを憂える。子儀は上に見え，上は語りて之に及び，子儀は流涕して曰く、

「臣は久しく兵を將い，暴を禁じる能わず，軍士は多く人の塚を發き，今日此に及ぶは，乃ち天譴なり，人事に非ざる也。」

朝廷は乃ち安んず。

■是の歲，復た鎮西(220 卷肅宗至德二載に鎮西とす)を以て安西と為す。

新羅新羅王の憲英は卒し，子の乾運は立つ。

代宗睿文孝武皇帝中之上大曆三年（戊申，768年）

■春，正月，乙丑(1)，上は章敬寺に幸し，僧尼千人を度す。

■建寧王の倓(219 卷至德二載に死す)に贈りて齊王と為す。

■二月，癸巳(29)，商州兵馬使の劉洽は防禦使の殷仲卿を殺し，尋いで討ちて之を平らぐ。

■**[軍中に馬を走らすを禁止]**甲午(30)，郭子儀は故無くして軍中に馬を走らすを禁じる。南陽夫人(郭子儀の妻)の乳母之子は禁を犯し，都虞候は之を杖殺す。諸子は泣きて子儀に訴え，且つ都虞候之横を言い，子儀は叱して之を遣る。明くる日，事を以て僚佐に語り而して歎息して曰く、

「子儀の諸子は，皆な奴材也。父之都虞候を賞せず而して母之乳母の子を惜む，奴材に非ず而して何ぞや！」

■庚子(36)，後宮の獨孤氏を以て貴妃と為す。

■三月，乙巳(41)朔，日之を食する有り。

■夏，四月，戊寅(14)，山南西道節度使の張獻誠，疾を以て從父の弟の右羽林將軍の獻恭を舉げて自ら代わらしむ，上は之を許す。

■**[蜀の崔旰は入朝]**壬寅(38)，西川節度使の崔旰は入朝す。

【李泌を召しての問答】

■**[李泌を徵す]**初め，上は中使を遣わして李泌を衡山(220 卷至德二載にあり)に征し，既に至り，復た金紫を賜わり(李泌は肅宗に靈武に従い、已に金紫を賜わる。既に衡山に帰り、其の初服に反る。今復た之を賜わる)，之が為に書院を蓬萊殿の側に作る，上は時に汗衫(宴居の常服)を衣、屨を躡みて之を過ぎ，給捨(給事中・中書舍人を謂う、皆唐の正五品の官)より以上及び方鎮の除拜、軍國の大事，皆な之と議す。又た魚朝恩をして白花屯に於いて泌の為に外院を作ら使め，親舊と相い見使む。

■**[李泌の身は陛下の有に非ず]**上は泌を以て門下侍郎、同平章事と為さんと欲し，泌は固辭す。上は曰く、

「機務之煩わしきは，晨夕相い見るを得ず，誠に且く密近に居るに若かず，何ぞ必ずしも敕を署し然る後に宰相と為さん邪！」

後に端午に因り，王、公、妃、主は各々服玩を獻ず，上は泌に謂って曰く、

「先生は何ぞ獨り獻ずる所無し？」

對えて曰く、

「臣は禁中に居り、巾より履に至り皆な陛下の賜わる所なり、餘す所獨(続は惟)り一身耳、何を以て獻と為さん！」

上は曰く、

「朕が求める所正に此に在る耳。」(13-033p)

泌は曰く、

「臣の身は陛下の有に非ず、誰か則ち之有らん？」

上は曰く、

「先帝は(218 卷肅宗懿徳元載七月にあり)宰相を以て卿を屈せんと欲し而るに得る能わず、今より既に其の身を獻ず、當に惟だ朕の為す所のままにして、卿の有為らざる矣。」

泌は曰く、

「陛下は臣をして何を為さ使めんと欲すや？」

上は曰く、

「朕は卿が酒肉を食し、室家を有り、祿位を受け、俗人と為らんことを欲す。」

泌は泣いて曰く、

「臣は粒を絶つこと二十餘年、陛下は何ぞ必ずしも臣をして其の志を隳^{やぶ}ら使めん乎！」

上は曰く、

「泣くとも復た何の益あらんや！卿は九重之中に在り、何くに之かんと欲するや？」

乃ち中使に命じて泌の為に二親を葬らしめ、又た泌の為に盧氏の女を娶りと妻と為し、資費は皆な縣官より出でる。第を光福坊に賜わり、泌をして數日第中に宿し、數日蓬萊院に宿せ令む。

■【齊王の倓の褒贈議論】上は泌と語りて齊王の倓に及び、厚く褒贈を加えんと欲し、泌は岐、薛の故事(岐王の範、恵文太子を贈られ、薛王業は恵宣太子を贈らる。皆玄宗の朝に在り)を以て太子に贈るを請い、上は泣いて曰く、
「吾が弟は首として靈武之議を建て、中興之業を成す、岐、薛は豈に此の功有らん乎！誠を竭し忠孝なるに、乃ち讒人の害する所と為る。向に尚ほ存せ使めば、朕は必ず以て太弟と為す。今當に崇ぶに帝號を以てし、吾が夙志を成すべし。」

乙卯(51)、制し、倓に追諡して承天皇帝と曰う。庚申(56)、順陵に葬す。

【蜀の崔旰、幽州の朱希彩の半独立】

■【楊子琳の成都突入】崔旰之入朝する也(今年四月)、弟の寬を以て留後と為し、瀘州刺史の楊子琳は精騎數千を帥いて虚に乗りて成都に突入す。朝廷は之を聞き、旰に檢校工部(工商×)尚書を加え、名の寧を賜わり、遣りて鎮に還らしむ。

■【朱希彩は幽州節度使の李懷仙を殺害】六月、壬辰(28)、幽州兵馬使の朱希彩、經略副使の昌平(漢の軍都県、北魏は昌平家、唐は幽州に属す。京兆昌平県西十七里、現・北京市昌平区)の朱泚、泚の弟の滔は共に節度使の李懷仙を殺し、希彩は自ら留後と稱す。閏月、成徳軍節度使の李寶臣は將を遣わして兵を將いて希彩を討たしめ、希彩の敗る所と為り、朝廷は已むを得ず之を宥す。庚申(56)、王縉を以て盧龍節度使を領せしむ。丁卯(3)、希彩を以て幽州留後に知(続は領)たらしむ。

■【蜀の任氏の私兵は楊子琳を破る】崔寬は楊子琳と戦い、數々利あらず、秋、七月、崔寧の妾の任氏は家財數十萬を出して、募兵して數千人を得、帥いて以て子琳を撃ち、之を破る。子琳は走る。

■[王縉は朱希彩を制せず]乙亥(11)，王縉は幽州に如き，朱希彩は兵を盛んにして嚴備して以て之を逆える。縉は晏然とし而して行き，希彩は迎え謁すること甚だ恭々し。縉は終に制す可からざるを度り，軍を勞い，旬餘日に而して還る。

回紇■[回紇の可敦卒]回紇の可敦は卒す，庚辰(16)，右散騎常侍の蕭昕を以て弔祭使と為す。回紇は昕を庭詰(玄關で詰問)して曰く、

「我は唐に大功有り，唐は奈何して信を失い，我が馬を市^かい，時に其の直を歸さざる？」
昕は曰く、

「回紇之功は，唐は已に之に報いる矣。僕固懷恩之叛するや，回紇は之を助け，吐蕃と兵を連ねて入寇し，(13-034p)我が郊畿に逼る。懷恩の死する(前卷永泰元年にあり)に及び，吐蕃は走り，然る後に回紇は懼き而して和を請い，我が唐は前功を忘れず，恵を加え而して之を縱^{ゆる}す。然らざれば，匹馬は歸らず矣。乃ち回紇は約に負き，豈に唐は信を失わん邪！」

回紇は慚じ，厚く禮し而して之を歸す。

■[孟蘭盆]丙戌(22)，内より孟蘭盆(七月望日を以て、素餞を具えて先を享し、竹を織りて盆盎を作り、紙錢を貯え、盛るに一竹を以てして之を焚く)を出して章敬寺に賜わる。七廟の神座を設け，尊號を幡上に書き，百官は光順門に迎え謁す。是より歲ごとに以て常と為す。

吐蕃■[吐蕃は靈武・邠州を寇す]八月，壬戌(58)，吐蕃の十萬の衆は靈武を寇す。丁卯(3)，吐蕃の尚贊摩の二萬の衆は邠州を寇し，京師は戒嚴す。邠寧節度使の馬璘は之を擊破す。

■庚午(6)，河東節度使、同平章事の辛雲京は薨ず，王縉を以て河東節度使を領せしめ，餘は故の如し。

■九月，壬申(8)，郭子儀に命じて兵五萬を將いて奉天に屯せしめ以て吐蕃に備える。

■丁丑(13)，濟王の環は薨ず。

■吐蕃[唐軍は吐蕃を擊退]壬午(18)，朔方の騎將の白元光は吐蕃を撃ち，之を破る。壬辰(28)，元光は又た吐蕃の二萬の衆を靈武に破る。鳳翔節度使の李抱玉は右軍都將の臨洮の李晟をして兵五千を將いて吐蕃を撃たしめ，晟は曰く、

「力を以てすれば則ち五千は用いるに足りず。謀を以てすれば則ち太だ多し。」

乃ち千人を將いて兼行して大震關を出る。臨洮(洮州、現・甘南チベット族自治州臨潭県)に至り，吐蕃の定秦堡(吐蕃は秦土を呑まんと欲す、故に堡を洮州に築き、定秦を以て名と為す)を屠り，其の積聚を焚き，堡帥の慕容谷種を虜とし而して還る(奉天より河中に還る)。吐蕃は之を聞き，靈州之圍みを釋き而して去る。戊戌(34)，京師は嚴を解く。

■[潁州の李岾と令狐彰の対立]潁州(現・安徽省阜陽市潁上県)刺史の李岾は事を以て滑亳節度使の令狐彰に忤い，彰は節度判官の姚爽をして潁州を按行せしめ，因りて岾に代わりて州事を領せしめ，且つ曰く、

「岾が代を受けざれば，即ち之を殺すべし。」

岾は之を知り，因りて將士を激怒し，爽を殺さしむ，爽と同じく死する者は百餘人。岾は走りて河南節度使の田神功に汴州に依る。冬，十月，乙巳(41)，彰は其の狀を表言し，岾も亦た上表して自ら理す。上は給事中の賀若察に命じて往きて之を按ぜしむ。

■丁卯(3)，郭子儀は奉天より入朝す。

■十一月，丁亥(23)，幽州留後の朱希彩を以て節度使と為す。

■[朔方の兵を邠州に鎮せしむ]郭子儀は河中に還る。元載は以えらく、吐蕃は連歲入寇す。馬璘は四鎮の兵を以て邠寧に屯し，力は拒む能わず，而るに郭子儀は朔方の重兵を以て河中に鎮し，深く腹中無事之地

に居り、乃ち子儀及び諸將と議し、璘を徙して涇州に鎮せしめ、而して子儀をして朔方の兵を以て邠州に鎮せしめ、曰く、

「若し邊土荒殘するを以て、軍事(続は軍費)給せざれば、則ち内地の租税を以て及び金帛を運び以て之を助けん。」

諸將は皆な以て然りと為す。十二月、己酉(45)、馬璘を徙して涇原節度使と為し、邠、寧、慶三州を以て朔方に隸す。璘は先ず往きて涇州に城きずき、(13-035p)都虞候の段秀實を以て邠州留後に知たらしむ。

■[四鎮、北庭の兵の反乱]初め、四鎮、北庭の兵は遠く中原之難に赴き(219 卷至徳元載にあり)、久しく羈旅し、數々遷徙す、四鎮は汴、虢、鳳翔を歴、北庭は懷、絳、鄜を歴、然る後に邠に至り、頗る勞弊を積む。

涇州に徙るに及び、衆は皆な怨み^{そし}諍る。刀斧兵馬使(群刀斧を領す)の王童之は亂を作さんと謀り、期するに辛酉(57)の旦を以て警嚴し(將に旦にならんとする時に嚴鼓して以て衆を警むるなり)而して發せんとす。前夕、之を告げる者有り。秀實は陽^{いつわ}りて掌漏者(漏刻を守り報ずの卒)を召し、之を怒り、其の節を失うを以てし、更毎に來たりて白さ令め、輒ち之を延ばすこと數刻、遂に四更に而して曙き、童之は果たして發せず。秀實は之を討たんと欲す、而れども亂跡は未だ露われず、軍中は其の冤を疑わんことを恐れる。告げる者は又た雲う、

「今夕馬坊の草を焚き、火を救うに因りて亂を作さんと謀らんと欲す。中夕、火は果たして發し起こり、秀實は軍中に命ず、

「行者は皆な止まれ、坐する者は起つ勿れ」

と、各々部伍を整え、嚴に要害を守る。童之は白す、

「請う火を救わん」

と、許さず。旦に及び、童之及び其の黨八人を捕え、皆な之を斬る。令を下して曰く、

「後れて徙る者は族せん、流言する者は刑せん！」

遂に涇に徙る。

■吐蕃癸亥(59)、西川は吐蕃の萬餘衆を破る。

■[張萬福は許杲を討伐]平盧行軍司馬の許杲は卒三千人を將いて濠州(鐘離に治す。漢の當塗県の地。隋は濠州とす、安徽省淮泗道鳳陽県の東北二十里、現・滁州市鳳陽県)に駐まりて去らず、淮南を窺うの意有り、淮南節度使の崔圓は副使の元城の張萬福をして濠州刺史を攝せ令む。杲は聞き、即ち卒を提げて去り、當塗(此の當塗県は宋、太平州に属す。本は漢の丹陽県の地、江蘇省金陵道、現・馬鞍山市博望区)に止まる。是の歳、上は萬福を召し、以て和州刺史、行營防禦使と為し、杲を討たしむ。萬福は州に至り、杲は懼れ、軍を上元(楚の金陵、秦の秣陵、呉の建業、江左の建康。晋は秣陵を分けて臨江県を置く。太康の初め、江寧と改める。肅宗の上元二年に至り、今の名に更める。昇州に属す)に移し、又た北げて楚州(上元より江を渡る)に至り大掠し、淮南節度使の韋元甫は萬福に命じて之を追討す。未だ淮陰に至らず、杲は其の將の康自勸の逐う所と為る。自勸は兵を擁して繼いで掠め、淮に循い而して東し、萬福は倍道して追ひ而して之を殺し、免かれる者は什に二三。元甫は將に厚く將士を賞せんとし、萬福は曰く、

「官健(兵農既に分かれ、県官、衣糧を費やし、以て軍を養う。之を官健と謂うは猶ほ官の養う所の健兒と言うがごとし)は常に虚しく衣糧を費し、事とする所無し。今方めて小功を立てる、過賞するに足らず、請う三分之一を用いん。」

代宗睿文孝武皇帝中之上大曆四年(己酉、769年)

■[元載は郭子儀・魚朝恩を離間の失敗]春，正月，丙子（12），郭子儀は入朝し，魚朝恩は之を邀えて章敬寺（魚朝恩は自ら建てて功と為し、子儀が入朝するに因りて、請いて之に遊び、以て其のことを誇るなり）に遊ぶ。元載は其の相い結ぶを恐れ，密に子儀の軍吏をして子儀に告げて曰わ使む、

「朝恩は公に利あらざらんことを謀る。」

子儀は聽かず。吏は亦た諸將に告げ，將士は衷甲して以て従わんと請う者は三百人。子儀は曰く、

「我は，國之大臣なり，彼は天子之命無ければ，安んぞ敢えて我を害するや！（13-036p）若し命を受け而して來たれば，汝の曹は何を為さんと欲するや！」

乃ち家僮數人を従え而して往く。朝恩は之を迎え，其の従者之約なるに驚く。子儀は以て聞く所を告げ，且つ曰う、

「公の經營を煩わさんことを恐れる耳。」

朝恩は膺を撫で手を捧げて流涕して曰く、

「公が長者に非ざれば，能く疑う無からん乎！」

壬午（18），李岾を夷州に流す。乙酉（21），郭子儀は河中に還る。辛卯（27），李岾に死を賜わる。

■二月，壬寅（38），京兆之好時、鳳翔之麟游、普潤を以て神策軍に隸し，魚朝恩之請いに従う也。

■[楊子琳の復活]楊子琳は既に敗れて瀘州に還り，亡命を招き聚め，數千人を得，江に沿いて東に下り，入朝すと聲言す。涪州守捉使の王守仙は兵を黃草峽（涪州の西、重慶市涪陵區）に伏し，子琳は悉く之擒え，守仙を忠州に撃ち，守仙は僅に身を以て免れる。子琳は遂に夔州（荊南の巡屬、現・四川省重慶市東北部）別駕の張忠を殺し，其の城に據め。荊南節度使の衛伯玉は結び以て援と為さんと欲し，夔州を以て之を許し，之が為に朝に請う。陽曲（山西省冀寧道陽曲縣、現・太原市陽曲縣・晉源區）の人の劉昌裔は子琳に説き遣使して闕に詣りて罪を請い，子琳は之に従う。乙巳（41），子琳を以て峽州（夷陵郡）團練使と為す。

■[回紇][崇徽公主は回紇可汗に嫁す]初め，僕固懷恩は死し（前卷永泰元年にあり），上は其の功有るを憐み，其の女を宮中に置き，養いて以て女と為す。回紇は以て可敦と為さんと請い，夏，五月，辛卯（27），冊して崇徽公主と為し，回紇可汗に嫁す。壬辰（24），兵部侍郎の李涵を遣わして之を送り，涵は祠部郎中の虞鄉（漢の解縣、山西省河東道虞鄉縣、現・運城市塩湖區解州鎮）の董晉を奏して判官と為す。六月，丁酉（33），公主は辭して行き，回紇の牙帳に至る。回紇は來たりて言つて曰く、

「唐は我に約して馬を市うを為し，既に入り，而して我に賄を歸すこと足らず，我は使人に於いて乎之を取らん。」

涵は懼れ，敢えて對えず，晉を視，晉は曰く、

「吾は馬無きに非ず而るに爾と市を為すは，爾が賜為ること既に多からず乎！爾之馬は歲ごとに至り，吾は皮を數え（其の生死を計らずして皆馬の直を償うをいう）而して資を歸る。邊吏は詰を致すを請う也，天子は爾が勞有るを念い，故に詔を下して侵犯を禁じる。諸戎は我が大國之爾の與なるを畏れる也，敢えて焉を校する莫し。爾之父子は寧く而して畜馬蕃する者，我に非ずして誰か之を使しめん！」

是に於いて其の衆は皆な晉を環りて拜す。既に又た相い帥い南面して序拜し，皆な兩手を舉げて曰く、

「敢えて大國に意有らず。」

■戊申（44），王縉は表し副元帥、都統、行營使を讓る，之を許す。（続は欠如）

■[郭子儀の逃亡兵]辛酉（57），郭子儀は河中より邠州に遷り，其の精兵は皆な自ら隨い，餘兵は裨將をして之を將い，分けて河中、靈州を守ら使む。軍士は久しく河中に家し，頗る徙るを樂しまず，往往にして邠より逃れ歸る。（13-037p）行軍司馬の嚴郢は留府を領し，悉く捕得し，其の渠帥を誅す，衆心は乃ち定

まる。

■秋，九月，吐蕃は靈州を寇す。丁丑(13)，朔方留後の常謙光は之を撃破す。

■[王無縱、張奉璋の驕蹇]河東兵馬使の王無縱、張奉璋等は功を恃みて驕蹇なり，王縉が書生なるを以て，之を易しとし，多く約束に違ふ。縉は詔を受けて兵を發して鹽州(漢の五原郡の地。隋は鹽州を置き、五原県に治す、現・内モンゴル自治区バヤンノール市五原県)に詣りて防秋し，無縱、奉璋を遣わして歩騎三千を將いてこれに赴かしむ。奉璋は逗留して進まず，無縱は他事に托して擅に太原城に入る。縉は悉く擒として之を斬り，其の黨七人を並せ，諸將の悍戾なる者は殆んど盡き，軍府は始めて安ず。

■[吐蕃][吐蕃は鳴沙を寇す]冬，十月，常謙光は奏す、

「吐蕃は鳴沙(靈州の県、漢の富平県、現・寧夏回族自治区吳忠市)を寇すこと、首尾は四十里」

と。郭子儀は兵馬使の渾瑊を遣わして銳兵五千を將いて靈州を救わしめ，子儀は自ら將いて進みて慶州に至り，吐蕃が退くを聞き，乃ち還る。

■[杜鴻漸の病死]黃門侍郎、同平章事の杜鴻漸は疾を以て位を辭す，壬申(8)，之を許す。乙亥(11)，薨ず。鴻漸の病は甚だしく，僧をして髪を削ら令め，遺令して塔を為りて以て葬らしむ。

■[裴冕は薨ず]丙子(12)，左僕射の裴冕を以て同平章事とす。初め，元載は新平(漢の上郡白土県。唐の邠州の治所。陝西省閩中道邠県、現・咸陽市彬縣)の尉為り，冕は嘗て之を薦し，故に載は舉げて以て相と為し，亦た其の老病にして制し易きを利とす。命を受ける之際，蹈舞して地に仆れる，載は趨り而して之を扶け，代わりて謝詞を為す。十二月，戊戌(34)，冕は薨ず。

代宗睿文孝武皇帝中之上大曆五年（庚戌，770年）

■春，正月，己巳(5)，羌獘の白對蓬等は各々部落を帥いて内屬す。

【魚朝恩の誅殺】

■[魚朝恩の軍事專權]觀軍容宣慰處置使、左監門衛大將軍兼神策軍使、内侍監の魚朝恩は，専ら禁兵を典り，寵任は無比なり，上は常に與に軍國事を議し，勢いは朝野を傾く。朝恩は好く廣座に於いて恣に時政を談じ，宰相を陵侮し，元載は強辯なりと雖も，亦た拱默して敢えて應えず。

■[魚朝恩の北軍の横暴]神策都虞候の劉希暹，都知兵馬使の王駕鶴は，皆な朝恩に寵有り。希暹は朝恩に北軍(左右神策軍、左右羽林郡は皆な之を北軍という)に於いて獄を置くを説き，坊市の惡少年をして富室を羅告せ使め，誣うるに罪惡を以てし，捕えて地牢に系ぎ，訊掠して服を取り，其の家資を籍沒して軍に入れ，並せて分けて告捕者を賞す。地は禁密に在り，人は敢えて言う莫し。朝恩は事を奏する毎に，必ず允さるるを以て期と為す。朝廷政事の豫からざる者有れば，輒ち怒りて曰く、

「天下の事は我に由らざる者有らん邪！」

上は之を聞き，是に由り憚らず。

■[令徽の紫衣]朝恩の養子の令徽は尚ほ幼く，内給使(唐の制に常員無く、内侍省に属し、凡そ官品無き者は内給使と号し、諸門の進物の曆を掌る)と為り，緑を衣，同列と忿爭し，歸りて朝恩に告げる。朝恩は明くる日上に見えて曰く、

「臣の子は官卑く，儕輩の陵ぐ所と為る，乞う之に紫衣を賜わらん。」

上は未だ應じず，有司は已に紫衣を前に執り，令徽は之を服して，拜謝す。上は強いて笑いて曰く、

「兒は紫を服し、大いに(続は欠如)宜しく心に稱うべし。」

愈々平かならず。

■**[元載の魚朝恩追い出しの策]**元載は上の指を測り知り、間に乗りて奏す、

「朝恩は専ら恣にして不軌なり、請う之を除かん。」

上も亦た天下が共に怨み怒るを知り、(13-038p)遂に載をして方略を為さ令む。朝恩は殿に入る毎に、常に射生將の周皓をして百人を將いて自衛せ使め、又た其の黨の陝州節度使の皇甫溫をして兵を外に握ら使めて以て援と為す。載は皆な重賂を以て之に結び、故に朝恩の陰謀密語は、上は一一之を聞き、而るに朝恩は之を覺らざる也。

■**[元載の自己防衛策]**辛卯(27)、載は上の為に謀り、李抱玉を徙して山南西道節度使と為し、溫を以て鳳翔節度使と為し、外は其の權を重くし、實は溫を内れて以て自ら助くる也。載は又た郿、虢(郿虢二県は皆鳳翔府に属す)、寶雞、鄠、鰲屋を割きて抱玉に隸するを請い、興平(旧は始平。景龍二年に名を金城と更む。至徳二載に名を興平と更む。京兆府に属す)、武功、天興、扶風は神策軍に隸し、朝恩は地を得るを喜び、殊に載を以て虞と為さず、驕横は故の如し。

■壬辰(28)、河南尹の張延賞に加えて東京留守と為す。河南等道副元帥を罷め、其の兵を以て留守に屬す。延賞は、嘉貞(開元中、相と為る)之子也。

■**[鳳翔の坊市を大掠]**二月、戊戌(34)、李抱玉は徙りて鰲屋に鎮し、軍士は憤怒し、鳳翔の坊市を大掠し、數日にして乃ち定める。

■**[魚朝恩謀殺の計熟す]**劉希暹は頗る上の意異を覺り、以て魚朝恩に告げ、朝恩は始めて疑い懼れる。然るに上は毎に之を見、恩禮は益々隆し、朝恩も亦た此を以て自ら安ず。皇甫溫は京師に至り、元載は之を留めて未だ遣らず、因りて溫及び周皓と密に朝恩を誅せんと謀る。既に計は定まり、載は上に白す。上は曰く、

「善く之を圖るべし、反って禍いを受ける勿れ！」

■**[魚朝恩を縊殺]**三月、癸酉(9)、寒食(荆楚歲時記に冬至の後百四日、百五日、百六日に火を絶つ)し、上は置酒し貴近を禁中に宴し、載は中書省を守る。宴は罷め、朝恩は將に營に還らんとし、上は之を留めて事を議し、因りて其の異圖を責める。朝恩は自ら辯ず、語は頗る悖慢なり、皓は左右と擒とし而して之を縊殺し、外に知る者無し。上は詔を下し、朝恩の觀軍容等使を罷め、内侍監は故の如し。詐りて云う、

「朝恩は詔を受けて乃ち自ら縊る」

と、屍を以て其の家に還し、錢六百萬を賜わりて以て葬る。

■**[北軍之心安撫]**丁丑(13)、劉希暹、王駕鶴に御史中丞を加え、以て北軍之心を慰めて安ぜしむ。丙戌(22)、京畿の系囚を赦し、命じて盡く朝恩の黨與を釋し、且ち曰く、

「北軍の將士は、皆な朕(聯×)の爪牙なり、並びに宜しく舊に仍るべし。朕は今親ら禁旅を御し、憂い懼れる有る勿れ。」

■己丑(25)、度支使及び關内等道轉運、常平、鹽鐵使を罷め、其の度支の事は宰相に委ねて之を領せしむ。

皇甫溫に敕して還りて陝に鎮せしむ。(魚朝恩を誅殺し、復た皇甫溫を以て鳳翔に鎮せしめず)

■**[元載は贈賄で政權維持]**元載は既に魚朝恩を誅し、上は寵任すること益々厚し、載は遂に志氣驕溢す。毎に衆中大言し、自ら謂えらく文武の才略有り、古今及ぶもの莫しと、權を弄し智を舞わし、政は賄を以て成り、僭侈度無し。吏部侍郎の楊綰、選を典りて平允なり、性は介直にして、載に附かず。嶺南節度使

の徐浩は、貪り而して佞なり、南方の珍貨を傾けて以て載に賂す。辛卯(27)、載は綰を以て國子祭酒と為し、浩を引いて之に代える。浩は、越州の人也。載は丈人(尊老の称、蓋し父の執なり)有り宣州より來たり、載に従いて官を求め、載は其の人を度るに(13-039p)事を任ずるに足らず、但だ河北の一書を贈り而して之を遣る。丈人は悦ばず、行きて幽州に至り、私に書を發して之を視、書に一言無く、惟だ署名し而して已む。丈人は大いに怒り、已むを得ず試みに院僚(使院の僚屬)に謁し、判官(節度判官)は載の書有るを聞き、大いに驚き、立ちどころに節度使に白し、大校を遣わして箱を以て書を受け、之を上捨に館し、留めて宴すること數日、辭し去り、絹千匹を贈る。其の威權は人を動かすこと此くの如し。

■[楊子琳の受賄]夏，四月，庚子(36)，湖南兵馬使の臧玠は觀察使の崔灌を殺す。澧州刺史の楊子琳(陝州より移る)は兵を起こして之を討ち、賂を取り而して還る。

■[涇原節度使に鄭穎二州を加える]涇原節度使の馬璘は屢々、
「本鎮は荒殘し、以て軍を贍す無し」

と訴え、上は李抱玉に諷し鄭、穎二州を以て之を讓らしむ。乙巳(41)、璘を以て鄭穎節度使を兼ねしむ。

■庚申(56)、王縉は太原より入朝す。

■癸未(19)、左羽林大將軍の辛京杲を以て湖南觀察使と為す。

■[衛伯玉の母の喪]荊南節度使の衛伯玉は母の喪に遭い、六月，戊戌(34)、殿中監の王昂を以て之に代わらしむ。伯玉は大將の楊鉞等に諷して昂を拒みて己を留めしむ。甲寅(50)、詔して伯玉を起復して荊南に鎮せしむること故の如し。

■秋，七月，京畿(唐では京兆・同・華・商・邠・岐)は饑え、米は斗千錢。

■[劉希暹に死を賜わる]劉希暹は内に常に自ら疑い(魚朝恩と党附す)、不遜の語有り、王駕鶴は以て聞す。九月，辛未(7)、希暹に死を賜わる。

■吐蕃吐蕃は永壽(邠州、現・咸陽市彬縣)を寇す。

■冬，十一月，郭子儀は入朝す。(邠州より入朝)

■[元載は戒めを聞かず]上は悉く元載の為す所を知り、其の政を任じること日久しきを以て、始終を全くせんと欲し、獨り見えるに因りて、深く之を戒める。載は猶ほ悛めず、上は是に由りて稍く之を惡む。

■[元載は李泌を攻撃、帝は決意]載は李泌が上に寵有るを以て、之を忌み、言う、

「泌は常に親故と北軍に宴し(肅宗に従いて靈武より鳳翔に至り、軍謀大事に皆預かり決す)、魚朝恩と親善す、宜しく其の謀を知るべし。」

上は曰く、

「北軍は、泌之故吏也、故に朕は之をして就きて親故を見使む。朝恩之誅さるるや、泌も亦た謀に預り、卿は以て疑いと為す勿れ。」

載は其の黨と之を攻めて已まず。會々江西觀察使の魏少游は參佐を求め、上は泌に謂って曰く、

「元載は卿を容れず、朕は今卿を魏少游の所に匿さん、朕が決意して載を除くを俟ちて、當に信報有るべし、卿は、束裝して來たる可し。」

乃ち泌を以て江西判官(江西觀察判官なり)と為し、且つ少游に屬し善く之を待た使む。(13-040p)

代宗睿文孝武皇帝中之上大曆六年（辛亥， 771年）

■[李抱玉の上言]春，二月，壬寅(38)、河西、隴右、山南西道副元帥兼澤潞、山南西道節度使の李抱玉は

上言す、

「凡そ所掌之兵は、當に自ら訓練すべし。今河、隴より扶、文に達し、綿亙二千餘里、撫御すること至って難し。若し吐蕃兩(統は岷隴)道俱に下らんには(蕃兵入寇し、路を分けて岷隴二州に向かつて下る)、臣は汧、隴を保固すれば則ち梁岷を救わず、兵を扶、文に進め則ち寇は關輔に逼らん、首尾は贍らず、進退従う無し。願わくは更に能臣を擇び、委ねるに山南を以てし、臣をして専ら隴坻に備えるを得使めん。」

詔して之を許す。

■郭子儀は邠州に還る。

■[嶺南の反乱]嶺南蠻酋の梁崇牽は自ら平南十道大都統と稱し、容州(普寧県に治す。漢の合浦県の地。廣西省蒼梧道容県、現・広西チワン族自治区玉林市容県)に據り、西原蠻の張侯、夏永等と兵を連ねて攻めて城邑を陷し、前の容管(辨・白・牢・欽・禺・湯・濃・嚴・古等の州を領す、桂管の西南にあり)經略使の元結等は皆な蒼梧(藤梧×、武徳四年に靜州の蒼梧・豪靜を分けて梧州を置く。廣西省蒼梧道蒼梧県、現・広西チワン族梧州市龍圩区)に寄治す。經略使の王翃は藤州(現・広西チワン族自治区梧州市藤県)に至り、私財を以て募兵し、數月ならず、賊帥の歐陽珪を斬り、馳せて廣州(嶺南節度使は廣州に治し、兼ねて五管を統べる)に詣り、節度使の李勉を見、兵を請いて以て容州を復せんとす、勉は以て難しと為す、翃は曰く、

「大夫は如し未だ兵を出すに暇あらざれば、但だ乞う諸州に移牒し、千兵を出して援と為すと揚言すべし、冀わくは聲勢を藉りて、亦た成功す可し。」

勉は之に従う。翃は乃ち義州(漢の蒼梧郡猛陵県の地。廣西省蒼梧道岑溪県東二十里、現・広西チワン族梧州市岑溪市)刺史の陳仁瑾、藤州刺史の李曉庭等と結盟して賊を討つ。翃は募りて三千餘人を得、賊數萬の衆を破る。容州を攻めて、之を抜き、梁崇牽を擒とし、前後大小百餘戰し、盡く容州の故地を復す。分けて諸將に命じて西原蠻(廣容の南、邑桂の西に居り、地は道州武岡に接し、峒穴に依阻し、綿亙數千里)を襲わしめ、鬱林等の諸州を復す。

■[五嶺は皆な平らぐ]是より先、番禺(漢の県、唐は廣州を帯びる。現・広州市番禺区)の賊帥の馮崇道、桂州の叛將の朱濟時は、皆な險に據りて亂を為し、十餘州を陷し、官軍は之を討ち、連年克たず。李勉は其の將の李觀を遣わして翃と力を並せて攻討せしめ、悉く之を斬り、三月、五嶺は皆な平らぐ。

■河北は旱^{ひでり}し、米は斗千錢。

■夏、四月、己未(55)、澧州刺史の楊子琳は入朝し、上は之を優接し、名を猷と賜わる。

■庚申(56)、典内(唐の百官志に太子内坊局令は從五品下。初め内坊は東宮に隸す。開元二十七年に内侍省に隸して局と為し、典内を改めて令と曰い、丞に置き、坊事及び導客を掌る。内常侍は正五品下)の董秀を以て内常侍と為す。

■吐蕃吐蕃は和を請う。庚辰(16)、兼御史大夫の吳損を遣わして吐蕃に使いせしむ。

■[李少良らは元載を批判して杖死]成都司録の李少良は上書して元載の奸賊陰事を言う、上は少良を客省に置く。少良は上の語を以て友人の韋頌に告げ、殿中侍御史の陸珽は以て載に告げ、載は之を奏す。上は怒り、少良、頌、珽を御史台の獄に下す。御史は奏す、

「少良、頌、珽は凶險にして比周し、君臣を離間す」

と、五月、戊申(44)、勅(敕×)して京兆に付し、(13-041p)皆な杖死す。

■[元載は多く法度に遵わず]秋、七月、丙午(42)、元載は奏す、

「凡そ別敕に文武の六品以下の官を除するに、乞う吏部、兵部をして檢勘するを得る無から令めん」

と、之に従う。時に載が奏擬する所は多く法度に遵わず、有司が駁する所と為らんことを恐れる故也。

■八月、丁卯(3)、淮西節度使の李忠臣は兵二千を將いて奉天に屯し防秋(秋高く馬肥えるば吐蕃は数々入寇す。唐

は歳ごとに關東の兵を調し京西に屯し以て之を防がしむす。

■**[皇帝は元載をやや退ける]**上は益々**元載**の為す所を厭い、士大夫之阿附せざる者を得て腹心と為し、漸く**載**の權を収めんと思う。丙子(12)、内に制書を出し、沂西觀察使の**李棲筠**を以て御史大夫と為す、宰相は知らず、**載**は是に由りて稍^{しりぞ}細けられる。

■**[吐蕃]**九月、吐蕃は青石嶺(原州の西)を下し、**那城**(漢の朝那の故城、原州花石川に在り、現・甘肅省平涼市靈台縣朝那鎮)に軍す。**郭子儀**は人をして之を諭さしめ、明くる日、引き退く。

■**[連歲豐穰・倉庫蓄積]**是の歲、尚書右丞の**韓滉**を以て戸部侍郎、判度支と為す。兵興こりてより以來、所在の賦斂は度無く、倉庫の出入は法無く、國用は虚耗す。**滉**の人と為りは廉勤にして、簿領に精しく、賦斂出入之法を作る、下を御すること嚴急にして、吏は敢えて欺かず。亦た連歲豐穰にして、邊境寇無きに値い、是より倉庫の蓄積は始めて充つ。**滉**は、**休**(開元中に相と為り、直声有り。而して滉は強幹なり)之子也。

代宗睿文孝武皇帝中之上大曆七年（壬子， 772年）

【回紇の使者の横暴続く】

■**[回紇]****[回紇の使者の横暴を諭す]**春，正月，甲辰(40)，回紇の使者は擅に鴻臚寺(朱雀街の西第二街北來第一坊に在り)を出で、人の子女を掠む。所司は之を禁じ、所司を毆撃し、三百騎を以て金光(長安城西面中門)、朱雀門(宮城南正面門)を犯す。是の日(早×)、宮門は皆な閉じ、上は中使の**劉清潭**を遣わして之を諭さしめ、乃ち止む。三月，**郭子儀**は入朝す。丙午(42)、邠州に還る。

■**[吐蕃]**夏，四月，吐蕃の五千騎は靈州に至り、尋いで退く。

■五月，乙未(31)，天下に赦す。

■**[回紇]****[回紇の使者また鴻臚寺を出る]**秋，七月，癸巳(29)，回紇は又た擅に鴻臚寺を出で、長安令の**邵説**を逐いて含光門街(西内宮城の外は皇城と為す。南面の三門の西なるもの)に至り、其の馬を奪う。**説**は他馬に乗り而して去り、敢えて争う無し。

■**[盧龍節度使の朱希彩の殺害]**盧龍節度使の**朱希彩**(李懷仙を殺して自立すること前卷前年にあり)は既に位を得、朝廷に悖慢に、將卒に殘虐なり。孔目官の**李懷瑗**は衆の怒りに因り、間を伺いて之を殺す。衆は未だ従う所を知らず。經略副使の**朱泚**は城北に營し、其の弟の**滔**は牙内の兵を將い、潜に百餘人を衆中に於いて大言して曰わ使む、

「節度使は**朱副使**に非ざれば不可なり」

衆は皆な之に従う。**泚**は遂に留後を權知し、遣使して狀を言う。冬，十月，辛未(7)，**泚**を以て檢校左常侍、幽州、盧龍節度使と為す。

■十二月，辛未(7)，永平軍を滑州に置く。(13-042p)

代宗睿文孝武皇帝中之上大曆八年（癸丑， 773年）

■春，正月，昭義節度使、相州刺史の**薛嵩**は薨ず。子の**平**は、年十二，將士は脅して以て帥と為し、**平**は偽りて之を許す。既に而して其の叔父の**嵎**に譲り、夜父の喪を奉じて、郷里に逃げ歸る。壬午(18)、制して**嵎**を以て留後に知たらしむ。

■**[永平節度使の令狐彰は薨ず]**二月，壬申(8)，永平節度使の令狐**彰**は薨ず。**彰**は滑、亳の離亂之後を承

け、軍を治め農を勧め、府廩充實す。時に藩鎮は率ね皆な跋扈し、獨り**彰**のみ貢賦は未だ嘗て闕けず。歳ごとに兵三千を遣わして京西に詣りて防秋せしめ、自ら糧食を繼ぎ、道路の供饋は皆な受けず、過ぎる所は秋毫も犯さず。疾亟かなるや、掌書記の高陽(漢の涿郡の県、現・河北省保定市高陽県)の**齊映**を召し、與に後事を謀り、**映**は**彰**に勸む、

「代人を請い、子を遣わして私第に歸らしめん」

彰は之に従い、遺表して稱す、

「昔**魚朝恩**は**史朝義**を破り、滑州を掠めんと欲し、臣は聽かず、是に由りて隙有り。**朝恩**が誅せらるるに及び、臣は疾に寝ねるに値い、是を以て未だ入朝するを得ず、生死愧負す。臣は今必ず起たず、倉庫畜牧は、先ず已に封籍す、軍中の將士、州縣の官吏、按堵して命を待つ。伏して見るに吏部尚書の**劉晏**、工部尚書の**李勉**は大事を委ねる可く、願わくは速に以て臣に代わらしめよ。臣の男の**建**等は、今勒して東都の私第に歸さん。」

彰は薨じ、將士は**建**を立てんと欲し、**建**は死を誓いて従わず、家を擧げて西に歸る。三月、丙子(12)、**李勉**を以て永平節度使と為す。

■**[元載、王縉之黨の左遷]**吏部侍郎の**徐浩**、**薛邕**は皆な**元載**、**王縉**之黨なり。**浩**の妾の弟の**侯莫陳怱**を美原(咸亨二年に富平・華原及び同州の蒲城を分け、故の土門県を以て美原県を置く。陝西省閩中道富平県東北、現・渭南市富平県)の尉と為し、**浩**は京兆尹の**杜濟**に屬し虚しく知驛の奏優(郵驛往来し、車馬薪芻糧用を供給するに、皆欠乏無く餘県に優るなり)を以てし、又た**邕**に屬して長安の尉に擬す。**怱**は台に参じ、御史大夫の**李棲筠**は其の狀を劾奏し、禮部侍郎の**萬年**の**於邵**等に敕して之を按ぜしむ。**邵**は奏す、

「**邕**の罪は敕の前に在り、應に原除すべし」

と、上は怒る。夏、五月、乙酉(21)、**浩**を明州別駕に、**邕**を歙州刺史に貶す。丙戌(22)、**濟**を杭州刺史、**邵**を桂州長史に貶し、朝廷は稍肅なり。

■辛卯(27)、鄭王の**邕**(皇帝の次子)は薨ず、**昭靖太子**を贈る。

■**[回紇][回紇の交易強制]**回紇は乾元より以來、歳ごとに和市を求める、一馬毎に四十緡に易え、動もすれば數萬匹に至り、馬は皆な驚瘠にして用無し。朝廷は之を苦しみ、市う所多く其の數を盡くす能わず、回紇は遣を待ちて、繼ぎて至る者は常に鴻臚に絶えず。是に至り、上は其の意を悦ばせんと欲し、命じて盡く之を市わしむ。秋、七月、辛丑(37)、回紇は辭して歸り、賜遣及び馬の價に載せるに、共に車千餘乗を用いる。

■**[吐蕃][吐蕃は靈武を寇す]**八月、己未(55)、吐蕃の六萬騎は靈武を寇し、秋稼を踐み而して去る。辛未(7)、幽州節度使の**朱泚**は弟の**滔**を遣わして五千の精騎を將いて涇州に詣りて防秋す。**安祿山**の反するより、幽州の兵は未だ嘗て用を為さず、**滔**は至り、上は大いに喜び、勞いて賜わること甚だ厚し。(13-043p)

■**[回紇]**壬申(8)、回紇は復た使者の**赤心**を遣わして馬萬匹を以て來たりて互市を求める。

■九月、壬午(18)、循州刺史の**哥舒晃**は嶺南節度史の**呂崇賁**を殺し、嶺南に據りて反す。

■**[辮髮]**癸未(19)、晉州の男子の**郇模**(郇は古の国名)は、麻を以て發を辮し(辮髮)、竹筐葦席を持ち、東市に哭す。人は其の故を問い、對えて曰く、

「願わくは三十字を獻ぜん、一字を一事と為す。若し言は取る所無ければ、請う席を以て屍を裹み、筐中に貯え、野に棄てるべし。」

京兆は以て聞す。上は召して見え、新衣を賜わり、客省(右銀台門に於いて客省を置く。或は四方の計を奏して未だ去らざる者、上書して事を言い旨に忤う者、及び蕃客の未だ報ぜられざる者は皆な其の中に館す)に館す。其の「團」と言う者は、

諸州の團練使を罷めんことを請う也。「監」と者、諸道の監軍使を罷めんと請う也。

■**[魏博節度使の田承嗣]**魏博節度使の**田承嗣**は**安、史**父子の為に祠堂を立て、之を四聖と謂う、且つ相と為るを求める。上は内侍の**孫知古**をして使いを奉じるに因り諷して之を毀た令む。**冬、十月**、甲辰(40)、**承嗣**に同平章事を加え以て之を褒す。

【吐蕃の数々の来襲】

■**[吐蕃]****[靈州は吐蕃を破る]**靈州は吐蕃の萬餘衆を破る。吐蕃の衆十萬は涇、邠を寇し、**郭子儀**は朔方兵馬使の**渾瑊**を遣わして歩騎五千を將いて之を拒がしむ。**庚申**(56)、**宜祿**(本は漢の鶉觚県の地。邠衆の西六十里に在り、陝西省閩中道長武県、現・咸陽市長武県東北)に戦う。**瑊**は黄萇(草の名)原に登りて虜を望み、命じて險に據りて拒馬を布き以て其の馳突に備えしむ。宿將の**史抗、溫儒雅**等は意は**瑊**を輕んじ、其の命を用いず。**瑊**は召して虜を撃た使めば、則ち已に酔う矣。拒馬を見、曰く、

「野戰は、烏んぞ此を用いるを為さん！」

命じて之を撤せしむ。騎兵を叱して虜の陣(統は陳)を沖き、入る能わず而して返す。虜は躡ふみ而して之に乗ず、官軍は大敗し、士卒の死する者は什に七八、居民の吐蕃の掠める所と為るは千餘人。

■**[吐蕃]****[段秀實は吐蕃戦に活躍]**甲子(0)、**馬璘**は吐蕃と鹽倉(涇州の城西にあり)に戦い、又た敗れる。**璘**は虜の隔てる所と為り、暮に逮びて未だ還らず、涇原兵馬使の**焦令謏**等は敗卒と門を爭い而して入る。或は行軍司馬の**段秀實**に勸む、

「城に乗りて拒み守るべし」

と、**秀實**は曰く、

「大帥は未だ在る所を知らず、當に前みて虜を撃つべし、豈に苟くも自ら全くするを得ん乎！」

令謏等を召して之を讓めて曰く、

「軍法には、大將を失えば、麾下は皆な死すと。諸君は其の死を忘れる邪！」

令謏等は惶懼して拜して命を請う。**秀實**は乃ち城中の兵を發して未だ戦わざる者は悉く出でて、東原に陳せしめ、且つ散兵を収める、將に力戦せんとする狀を為す。吐蕃は之を畏れ、稍卻く。既に夜にして、**璘**は乃ち還るを得る。

■**[吐蕃]****[郭子儀は渾瑊に命じる]****郭子儀**は諸將を召して謀りて曰く、

「敗軍之罪は我に在り、諸將に在らず。然れども朔方の兵は精しきこと天下に聞こえ、今虜の敗ると為り、何の策か以て恥を雪ぐ可きや？」

對える莫し。**渾瑊**は曰く、

「敗軍之將は、當に復た議に預るべからず。然るに願わくは一言せん。今日之事は、惟だ**瑊**の罪を理めよ、不らざれば則ち再び任じられよ。」

子儀は其の罪を赦し、兵を將いて朝那に趣か使む。虜は既に官軍を破り、汧、隴を掠めんと欲し。鹽州刺史の**李國臣**は曰く、

「虜は勝ちに乗りて必ず郊畿を犯す、我は其の後に拵せば、虜は必ず返顧すべし。」

乃ち兵ほ引いて(13-044p)秦原(秦の清水県に秦亭有り、秦の谷非子の封じられる所の地)に趣き、鳴鼓し而して西す。虜は之を聞き、百城(涇州の靈台県の百里城、現・甘肅省平涼市靈台県)に至り、返し、**渾瑊**は之を隘に邀え、盡く復た其の掠める所を得る。**馬璘**も亦た精兵を出して虜の輜重を潘原に襲い、數千人を殺し、虜は遂に遁げ去る。

■己丑(25)、江西觀察使の**路嗣恭**を以て**嶺南節度使**を兼ね(続は欠如)、**哥舒晃**を討たしむ。

■**吐蕃**[**元載の吐蕃対策、寝る**]初め、**元載**は嘗て西州刺史と為り、河西、隴右の山川形勢を知る。是の時、吐蕃は數々寇を為し、**載**は上に言つて曰く、

「四鎮、北庭は既に涇州に至り、險要の守る可き無し。隴山は高峻にして、南に**泰嶺**(商嶺)に連なり、北に大河に抵る。今國家の西境は**潘原**(現・平涼市)を盡す、而して吐蕃は**摧沙堡**に戍す、原州は其の中間に居り、當に隴山之口なり、其の西は皆な監牧の故地にして、草は肥え水は美しく、**平涼**(原州に属す、西南は隴山の**六盤山**、現・平涼市華亭県)は其の東に在り、獨り一縣を耕さば、軍食を給す可からん、故に壘は尚ほ存し、吐蕃は棄て而して居らず。歳毎に盛夏、吐蕃は畜牧す。青海は、塞を去ること甚だ遠く、若し間に乗りて之を築けば、二旬にして畢る可からん。京西の軍を移して原州に戍し、**郭子儀**の軍を移して涇州に戍せしめ、之が根本と為し、兵を分けて石門、木峽を守り、漸く隴右を開き、進んで安西に達し、吐蕃の腹心に據れば、則ち朝廷は枕を高くする可からん矣。」

併せて地形を圖して之を獻ず、密に人を遣わして隴山に出でて功用を商度せしむ。會々**汴宋節度使**の**田神功**は入朝す、上は之を問き、對えて曰く、

「軍を行き敵を料り、宿將も難しとする所なり、**陛下**は奈何して一書生の語を用いる、國を擧げて之に従わんと欲す乎！」

載は尋いで罪を得、事は遂に寝ねる。

■**回紇**[**遂に回紇の馬を市う**]有司は以わく、

「回紇の**赤心**は馬多く、請う千匹を市わん。」

郭子儀は以為えらく此くの如くすれば、其の意に逆うこと太だ甚だしからん、自ら請う、

「一歳の俸を輸りて國の為に之を市わん。」

上は許さず。十一月、戊子(24)、命じて六千匹を市わしむ。

令和 8 年 3 月 8 日 翻訳開始 12231 文字

令和 8 年 3 月 19 日 翻訳終了 24901 文字